

一般社団法人 IDEMA 細則

2025 (R7) 年7月7日 原案作成

2026 (R8) 年3月4日 R0 施行

第1章 総則

第1条 (目的)

この細則は、一般社団法人 IDEMA の定款(以下、定款と略する)に従い、当法人の運営に関する基準を定め、事業の推進を図ることを目的とする。

第2条 (貸借対照表等の公告)

当法人の公告は官報に掲載しているが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、一般法人法と略する)第128条3項を適用し、貸借対照表等の公告は電子公告とする。電子公告は、定時社員総会の終結の日後5年を経過する日までの間、継続して不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かなければならない。

会員に関する細則

第2章 会員

第3条 (会員名簿)

当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置か、または電子データにて保存する。

第4条 (会員規定)

特に当法人に協力し、理事会により指定された法人その他の団体等を特別会員とする。

特別会員は当法人の運営の審議に参加せず、又役員の選任に関与しないものとする。

2. 個人会員は定年等で現役を引退した個人（個人事業主を含む）に限る。

第5条 (会費)

会員はIDEMAに次表に定める会費を納めねばならない。

2. 当法人の活動遂行のため、理事会が必要と認めた場合は、臨時会費を徴収することが出来る。
3. 特別会員は、会費の納入を要しない。
4. 特別待遇:フラッシュメモリー・SSD関連の企業の入会に当たっては、入会初年度を含めた5年間は売上高に関わらず Tier-4/年会費 200,000 円を適用する。

第6条 (会費の払込)

会員は原則として毎年1月31日までに会費を払い込まなければならない。

2. 資格の変更により既納の会費に不足を生じた者は、資格の変更の月から月割計算によってその不足分を払い込まなければならない。
3. 外国会員または長期在外の会員で、その居住地に機関紙等の送付を受けようとする者は、会費のほか必要経費の実費を払い込まなければならない。
4. 会員が会費を滞納したときには理事会の決議を経て、この者を除名することができる。
5. 退会会員の会費は原則として返却しない。

第7条 (会員カテゴリーと議決権)

会員カテゴリーごとの議決権/年会費は次表に定める。

カテゴリーと年会費

| 正会員 カテゴリー | 議決権 | 委員会、WGに 参加可能な人数 | HDDほかストレージ関 連事業の年間売上高 (事業規模の目安) | 年会費 1月-12月 |
|--------------|-----|--------------------|---------------------------------------|---------------|
| Tier-1 | 5 | 制限無し | 500億円以上 | 3,000,000円 |
| Tier-2 | 4 | 10 | 250億円以上 - 500億 円未満 | 1,250,000円 |
| Tier-3 | 3 | 4 | 100億円以上 - 250億 円未満 | 625,000円 |
| Tier-4 | 2 | 2 | 25億円以上 - 100 億円未満 | 200,000円 |
| Tier-5 | 1 | 1 | 25億円未満 | 100,000円 |

| 準会員 カテゴリー | 議決権 | 委員会、WGに 参加可能な人数 | 形態 | 年会費 1月-12月 |
|------------------|-----|--------------------|-------------------------------|---------------|
| Consultant, etc. | 0 | 1 | コンサルタント 調査会社/業界団体 | 100,000円 |
| Individual | 0 | 1 | 個人 (定年等で引退した個人) (個人事業主) | 20,000円 |
| Academia | 0 | 1 | 学校、公的研究機関 | Free |

(注)年度の途中入会の場合は、入会月から月割りで年会費をいただきます。(ただし Individual は除く)。

委員会、WGに参加可能な人数には、リーダーは含まない。

理事会が認めた場合、各規定はこの限りではない。

運営に関する細則

第3章 社員総会

第9条 (社員総会)

社員は社員総会にて、当法人の活動状況の報告を受ける。また、定款に定める事項について決議を行う。

2. 社員総会の権限・開催・招集・決議・議事録などについては定款に従う。

第10条 (招集の通知)

社員総会を招集するには、理事は、社員総会の日の1週間前、書面・電磁的方法による行使を定めた場合は2週間前を目安に書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

2. 1項通知に際し、「社員総会参考書類」及び「議決権行使書面」を交付しなければならない。

第11条 (書面又は電磁的方法による議決権の行使)

書面又は電磁的方法による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時まで当該記載をした議決権行使書面を一般社団法人に提出して行う。

2. 議決行使書面には、法人名、議決権の数、議案ごとの賛否欄・候補者ごとの賛否欄が必須。
3. 賛否の記載がない時の取扱い、重複行使の場合の優先順位、議決権行使期限については、招集通知に記載すれば議決権行使書面への記載は不要。
4. 事前議決権行使期限は、社員総会の日時の直前の営業時間終了時を目安とする。
5. 一般社団法人は、社員総会の日から3箇月間、第1項の規定により提出された議決権行使書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

第12条 (議事録)

社員総会の議事については、法務省令・定款に従う。

2. 議事録の電子署名はメールの返信でも有効とする。その場合、当該メールをPDFで残し議事録に添付する。

第4章 役員・顧問

第13条 (役員への補足)

定款で定める理事は業務執行理事とし、その他一般理事を置くことができる。

理事 業務執行理事と一般理事を合わせて15名以内とする。

第14条 (役員への任務補足)

会長の任務は定款のとおりであるが、副会長を置いたときは、会長の委嘱により特定の定款第4条活動および会務を分担し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

第15条 (役員への候補者)

理事・監事の候補者は次の者とする。

- ① 理事会が推薦した個人会員及び法人会員
- ② 立候補した個人会員及び法人会員
- ③ 会員が推薦した個人会員及び法人会員

2. 前項の規定にかかわらず、理事会の承認があれば、会員以外の者から選任することを妨げない。

3. 再任は妨げない。

第16条 (役員への選出手続)

理事会は、役員改選の場合は、改選の当年12月31日までに前条による役員候補者を決定する。

2. 補欠・増員の場合は、事象発生時速やかに候補者を決定する。

第17条 (役員への選出方法)

候補者の中から理事会にて選出する。

2. 会長及び副会長は理事中より互選する。

第18条 (役員への選任)

執行理事と監事に関しては、交替による就任および2年ごとの再任の際、社員総会の決議によって選任する。

第19条 (役員への任期補足)

役員への任期は定款の通りであるが、補欠・増員・交替などによる詳細は次に定める。

2. 役員は、その任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行うものとする。
3. 補欠による役員への任期は前任者の残任期間とする。
4. 増員により選任された理事への任期は、他の在任理事への任期の残存期間と同一とする。

第20条 (任期中の交替)

やむを得ぬ事情により任期中に役員を退任しなければならない場合、その役員は会長の承認を受けて後任者を指名することができる。

第5章 理事会

第21条 (理事会規則)

法令又は当法人の定款や会則の他に必要な事項が生じた場合は、理事会規則を別に定める。

第22条 (役員)

当法人の事業計画の企画作成、その他の会務や事務局運営などを審議決定し業務を執行する。

2. 次に掲げる事項について決議を行い、総会に報告するものとする。

- ① 年会費、臨時会費

- ② 事業計画及び収支予算
- ③ 事業報告及び決算
- ④ 役員の選出
- ⑤ 当法人の運営および事業の実施に関する重要事項

第6章 専門委員会

第23条（専門委員会）

当法人は、会の活動を円滑に遂行するため、次の専門委員会を置く。

- | | |
|------------------|---|
| ① Integrity 委員会 | 分科会・勉強会・WG の企画、実施、標準化の検討 |
| ② Innovation 委員会 | WG の企画、実施、標準化の検討 |
| ③ Inclusion 委員会 | セミナー・シンポジウム・教育講座・Website・広報活動の企画、実施 会員勧誘 |

2. 専門委員会は、それぞれ担当する活動を効果的に遂行するために相互に協力するものとする。
3. 必要に応じ、別に臨時の委員会を設けることがある。

第24条（専門委員会の運営）

専門委員会の委員長は理事会において理事の中から選任する。

2. 各専門委員会には分科会・勉強会・WG を置くことができる。
3. 専門委員会の副委員長等の役員、委員は委員会において選任する。
4. 専門委員会の委員の任期は2ヶ年とする。ただし再任を妨げない。補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。
5. 議題は事前に提示し、議事録は書面または電子データにより作成し保存する。

第7章 事務局・事務職員

第25条（事務局・事務職員）

当法人業務の円滑な運営に資することを目的とし、事務局を設置し、必要な事務職員を置く。

第26条（職員就業規則）

「職員就業規則」については別に定める。

経理に関する細則

第8章 会計

第27条 (会計)

会計は、当法人の定款に準ずる。

第28条 (収入・支出)

本会の収入は次の各項から成り、これを以って本会の目的遂行に要する費用を支弁する。

- ① 個人会費および法人会費
- ② 活動収入
- ③ 資産から生じる収入
- ④ 寄付金その他雑収入

第29条 (余剰金の処理)

会計年度末に於いて、収支決算余剰金が生じた時には、残余財産は当法人に帰属し、理事会の議決及び総会の承認を受けて、翌会計年度に繰り越すものとする。剰余金の分配は行わない。

<変更の記録>

R0: 2026(R8)年3月4日 施行

(参考)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(一般法人法)より抜粋

<https://hourei.net/law/418AC0000000048>

法令が改正された場合はそちらに従う

第2章 一般社団法人

第2節 社員

第3節 機関

第1款 社員総会

第37条 (社員による召集の請求)

第49条 (社員総会の決議)

2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 第30条第1項の社員総会
社員の除名
- 二 第70条第1項の社員総会(監事を解任する場合に限る。)
監事の解任
- 三 第113条第1項の社員総会
役員損害賠償責任の一部免除
- 四 第146条の社員総会
定款の変更
- 五 第147条の社員総会
事業の譲渡
- 六 第148条第3号及び第150条の社員総会
解散と清算が終了するまでの継続
- 七 第247条、第251条第1項及び第257条の社員総会
吸収合併

第57条 (議事録)

社員総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2. 一般社団法人は、社員総会の日から10年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
3. 一般社団法人は、社員総会の日から5年間、第1項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第2号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。

第4款 理事

第91条 (理事会設置一般社団法人の理事の権限)

次に掲げる理事は、理事会設置一般社団法人の業務を執行する。

- 一 代表理事
- 二 代表理事以外の理事であつて、理事会の決議によって理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの
2. 前項各号に掲げる理事は、3箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎事業年度に4箇月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

第96条 (理事会の決議の省略)

理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。

第97条 (議事録等)

理事会設置一般社団法人は、理事会の日(前条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。)から10年間、第95条第3項の議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録(以下この条において「議事録等」という。)をその主たる事務所に備え置かなければならない。

第4節 計算

第3款 計算書類等

第128条 (貸借対照表等の公告)

一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表(大規模一般社団法人にあっては、貸借対照表及び損益計算書)を公告しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、その公告方法が第 331 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる方法である一般社団法人は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することで足りる。
3. 前項の一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、第 1 項に規定する貸借対照表の内容である情報を、定時社員総会の終結の日後 5 年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。